

佐賀労働局発表
令和5年11月8日

報道関係者 各位

【照会先】

佐賀労働局労働基準部監督課
監督課長 川浪 盛雄
監察監督官 田邊 精哉
(電話) 0952-32-7169

「ベストプラクティス企業」への職場訪問について ～佐賀労働局長がF-L I N E株式会社を訪問します～

佐賀労働局（局長 重河真弓）では、11月の「過重労働解消キャンペーン」の一環として、今月16日、働き方改革に向けて積極的な取組を行っている企業（ベストプラクティス企業）を訪問します。

今年度の訪問先は、令和6年4月1日から全面的に時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえて、現在、適用が猶予されている運送事業者を訪問します。

トラック輸送を取り巻く取引環境を改善するためには、荷主を含めた取引環境全体及び再配送を減らす取組など国民全体による協力が不可欠です。

このため、訪問企業における取組内容や労働時間削減に向けて、九州運輸局佐賀運輸支局、公益社団法人佐賀県トラック協会及び荷主である味の素株式会社も一堂に会して、協力体制整備など効果的な取組について、意見交換を行います。

佐賀労働局では、ベストプラクティス企業について、公表するなどして、広く紹介することで、過重労働解消に向けた気運の醸成を図ることとしています。

F-L I N E株式会社 佐賀バルク物流センター

日時：令和5年11月16日（木） 14:00～15:00

場所：佐賀市諸富町諸富津146番3号

内容：企業側説明（働き方改革の具体的取組等）

センター長と労働局長との意見交換

配送部門の巡視など

当日、局長訪問会場で取材を希望される報道機関の方は、準備の都合がありますので、11月14日（火）までに佐賀労働局労働基準部監督課（0952-32-7169 担当：田邊）あて連絡をお願いします。

【添付資料】

- ・別添1リーフレット「荷主・元請運送事業者の皆さまへ『STOP!長時間の荷待ち』」
 - ・別添2リーフレット「トラック・バス・タクシー業に携わるみなさまへ『2024年4月(別添2は省略)月から自動車運転者にも時間外上限規制が適用されます』」
- (参考)

- ・訪問企業「F-LINE株式会社」について

本社を 東京都中央区晴海一丁目8番11号に置き、1952年(昭和27年)10月に
出資比率：味の素(株)45%、ハウス食品グループ本社(株)26%、カゴメ(株)
22%、(株)日清製粉ウェルナ4%、日清オイリオグループ(株)3%出資により、
資本金24億8千万円で設立した、貨物自動車運送事業、港湾運送事業等を行う企
業。(F-LINE株式会社ホームページより)

- ・訪問先案内図 出典「YAOO!JAPAN マップ」



荷主・元請運送事業者の皆さまへ

別添1



STOP! 長時間の荷待ち

長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因
となります。

物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けて
ご理解とご協力をお願いします。

トラック運送事業者とも相談し、
ぜひ前向きに検討をお願いします。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

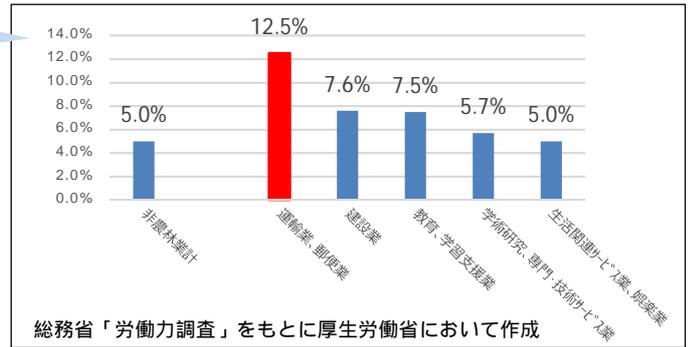
道路貨物運送業の実態

⚠️ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

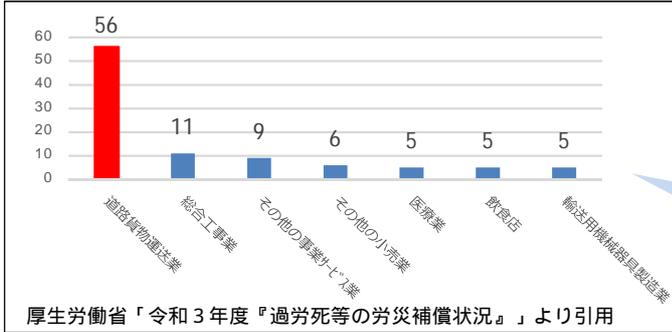
道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用の割合（上位業種）

雇用のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません



自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

⚠️ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難

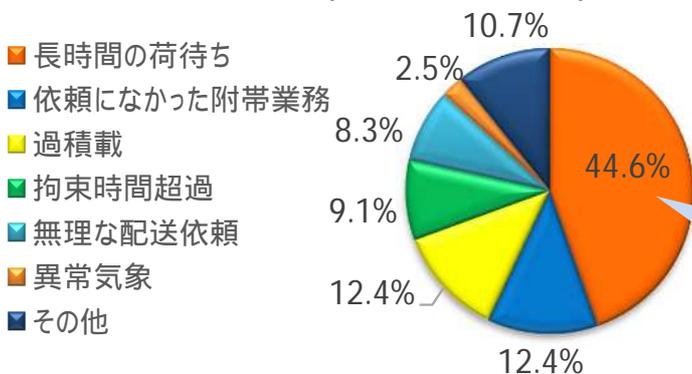


国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R4.11.30時点）



国土交通省は違反原因行為が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています

1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、
長時間の荷待ちを発生させないように努めましょう。

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と
長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会(2019/08))

改善した現場の声



荷待ち車両がいなくなって、
敷地が有効活用できるようになり、
近隣住民の方からの苦情も
なくなりました。

構内のリフトマンや
荷受け作業員の作業の平準化
につながりました。おかげで、
ミスも減りました。



荷待ち時間解消のため
出荷順に合わせた荷置きを行ったら
ピッキング作業などが減り、自社の
積込み時間が削減できました。

注文からお届けまでの
期間に余裕を持たせることで、
安定した物流サービス
を受けることができますね。



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、
トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。
また、改善基準告示に違反して安全な運転を確保できない
ような発注を行うことはやめましょう。



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や
裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。
労働災害防止のため、トラック運転者に荷役作業をお願いする
場合でも、事前によく相談して決めましょう。



「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取る
だけなので
関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことか
な。
うちは小さいから関係
ないはずね。

中小企業



いえいえ。
荷主というのは、
荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、
荷物の受け取り手である**着荷主**も該当します。
また、**会社の規模**など関係ありません。
皆さんの行動も、トラックドライバーの方の
長時間労働の削減のためにとても大切です。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、
都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		